

増えています！消費者トラブル！

固くらし交通安全課 ☎43-9524 FAX43-2256

近年、消費者トラブルが年々増加し、手口は巧妙かつ多様化しています。市でも被害が発生し、市民の皆さんからの相談も増加しています。八戸市消費者センターに寄せられた相談のうち3割は、高齢者からの相談です。

市では巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などによる消費者被害の未然防止のため、地域と連携しながら、催しなどに講師を派遣する「出前講座」の実施などの啓発活動を行っています。

また、怪しいと感じたら一人で悩まずにご家族や友人または、八戸市消費者センターにご相談ください。



被害を防ぐために市が行っていること

近年、高齢者の消費者トラブルが増加しているため、市ではさまざまな取り組みを行っています。

出前講座

詐欺などの被害を防ぐ方法を学んでみませんか？

市では、高齢者の消費者トラブル防止を目的とした出前消費者講座を行っています。地域での会合や催し物などさまざまな場面でご利用ください。

- 実施日時** 可能な限り受講者の希望に応じますのでご相談ください。
- 実施時間** 30分～2時間程度
- 実施場所** 市内で受講者の指定する場所(会場のご準備をお願いします。)
- 内 容** 悪質商法の事例などを再現した寸劇、替え歌やクイズなどを交えた「断り方」の練習、クーリング・オフはがきの書き方など
- 費 用** 無料。会場の大きさによりマイク設備などのご準備をお願いする場合があります。
- 申込方法** 電話で受講希望日などを確認後、所定の開催依頼書をくらし交通安全課へ提出してください。 ☎43-9524 FAX43-2256



はちのへ女性まちづくり塾生の会による寸劇

重点地区 啓発活動

地域と連携しながら啓発活動を実施しています

市では、26年度から重点地区を定め、地域のさまざまな主体*と連携しながら、啓発グッズ(シールやクリアファイルなど)を配布するなど啓発活動を行っています。

*地域の包括サブセンター・在宅介護支援センターなど

28年度の重点地区

市川、根岸、長者、白山台、白銀南、鮫、南浜

相談窓口

悪質商法や契約トラブル、多重債務などの相談ができる窓口があります

「悪質商法かも?」と思ったときの対処法や契約を解除するクーリング・オフの仕方などを助言し、問題解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

八戸市消費生活センター
☎43-9216

☎市ホームページ内で「消費生活センター」を検索

開設日 (月)～(金)
※(祝)・年末年始除く
受付時間 午前8時15分～午後5時
場 所 市庁別館5階(くらし交通安全課内)
相談方法 電話または直接お越しください。

広域相談実施中！

階上町、五戸町、南部町、三戸町、田子町、新郷村、おいらせ町の人からの相談も受け付けています。



かぶさん